

令和六年第二十二回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年十二月二十四日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和六年第二十二回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

本日、鈴木委員はオンラインで参加しております。なお、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していることを申し添えます。

まず、次第の1、令和六年第二十一回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。中村委員と坂倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案一件と事務局からの報告が四件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第四十七号 世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する

規則

○知久教育長 議案第四十七号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について御説明を申し上げます。

教育委員会事務局で勤務している指導主事が兼業や兼職を行う場合について

て、権限の委任を受けた教育長が、申請に対する許可または承認を行うに当たり、事務の委任等及び補助執行に関する規則を改正する必要があるため、また、本規則において引用している東京都の条例や規則が一部改正されていることに合わせて、規定の整理を目的とした改正を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、お手元の別紙、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則及び世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表を御確認ください。兼業、兼職に関する改正につきましては、新旧対照表の五ページ目、第二条第一項第十七号のとおりでございます。また、規定の整理を目的とした改正につきましては、新旧対照表の三ページ目、五ページ目及び六ページ目のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第四十七号につきまして採決を行います。本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) 区立学校における会計事故の発生について、本件に関して、本田学校職員課長より説明をお願いします。

○本田学校職員課長 私からは、区立学校における会計事故の発生について御

報告をいたします。

1、事故の概要についてです。(1)相手方につきましては、十一社となります。

次に、(2)事故内容でございます。区立学校において令和五年度中に購入した物品の代金、修繕にかかった代金など計十一件、合計金額五十三万六千四百三十六円について、事務職員（都費行政系職員）が支払いを怠り、未払いとなつてることが発覚いたしました。支払いの遅延が発覚した後、学校に予算を分割している教育委員会事務局各担当課におきまして支出処理を行い、既に全相手方へ請求額の支払いは完了してございます。

次に、(3)事故発生の経緯でございます。令和六年八月二十六日に、相手方一社から学校健康推進課へ、当該校へ納品した物品の代金未払いについて相談があり、翌二十七日に同課から当該校へ事実確認を依頼するとともに、関係者に聞き取りを行うなど調査を実施いたしました。また、同月二十七日より当該事務職員が病気休暇を取得したことから、九月十七日以降に当該校に事務処理を担う代替職員二名を配置したところ、当該代替職員が未整理の請書兼請求書などの財務関係書類を相当数発見した旨の連絡が教育委員会事務局にございました。これを受けまして、教育委員会事務局より当該校から全ての取引先事業者に対し、支払い状況の確認調査を行うよう指示をいたしましたところ、代金未払いの可能性のある事業者が複数あることが分かった次第でございます。

この報告を基に、学校に予算を分割している教育委員会事務局各担当課が、代金未払いの可能性のある各事業者に対し、連絡、確認を行いましたところ、計十一社に未払いがあることを確認いたしました。

次に、2、事後の対応でございます。(1)支出処理の対応につきましては、事故発覚後、当該校及び教育委員会事務局各担当課より相手方には謝罪を行い、未払いとなっている請求金額の支払いを順次行いました。

二ページ目に進んでいただきまして、これらの未払いにつきましては、当初の支払い期日が過ぎておりますので、区の契約条項に基づき遅延損害金を支払うこととなりますが、相手方十一社のうち三者から遅延損害金の受領を辞退する旨の申出及び書面による提出がございましたので、相手方八社に対し、未払い案件ごとに計算した遅延損害金を支払う予定でございます。遅延損害金の合計額としては一万五百円となります。

次に、(2)職員の対応につきましては、当該事務職員が十一月二十五日に職場へ復帰したため、今回の支払い期日までに支払いを怠ったことについて、当該事務職員へ事実確認を行っているところでございます。

次に、3、事故発生の原因でございます。当該事務職員、校長、副校長への聞き取りから、当該事務職員が相手方からの請求があつたにもかかわらず、支払い期日までに支払い手続きを怠ったこと、支払いに関する進捗管理を適切に行っていないことが判明いたしました。また、校長、副校長より当該事務職員に対し、支払い行為の必要な案件がないか、定期的に声かけは行っておりましたが、確実に支払いが行われたことについて正しく把握できていなかったことが原因でございます。

4、今後の再発防止でございます。当該校の校長、副校長、事務職員に対し、金銭会計処理におけるミスの影響を十分認識し、適正な事務処理を行うよう指導をいたしました。また、今回の事故発生の報告と併せまして、校内での支出状況の進行管理の徹底について、区立小・中学校の全校長に改めて周知をいたしました。

今後についてでございますが、進捗管理表などを基に発注から支出完了まで適正に管理するなど、全校の事務職員へ今回の事故を踏まえた適正な事務執行の指導や予算分割元課による各学校の支払い状況や予算執行率などの確認とい

った点を行いまして、再発防止に取り組んでまいります。

最後に、5、教職員への対応でございます。今回の事故は教育委員会事務局としても大変重く受け止めております。誠に申し訳ございませんでした。当該校の教職員の処分等につきましては、事実確認の結果などを踏まえ、厳正に対応してまいる所存でございます。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和七年度区立小・中学生海外交流事業の公募について、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、令和七年度区立小・中学生海外交流事業の公募について御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。このたび、令和七年度に姉妹都市へ派遣する児童・生徒の公募を開始したので、報告するものでございます。

続いて、2の公募の概要でございます。まず、(1)海外派遣の都市、時期、日数、人数等についてです。小学生につきましては、今年度と同様、オーストリア・ウィーン市、オーストラリア・バンバリー市です。中学生につきましては、カナダとオーストラリアに交互に派遣しておりますが、今年度はカナダへの派遣でしたので、令和七年度はオーストラリア・バンバリー市の派遣を予定しております。

続いて、(2)選考方法です。今年度、区立小学校第四学年及び区立中学校第一学年に在籍する児童・生徒を対象として募集し、第一次選考及び第二次選考

を実施した上で決定いたします。

続いて、(3)その他の①派遣後の成果の報告方法につきましては、これまで実施していた保護者等に向けた派遣報告会を、期間を決めてオンライン限定配信するなどにより広く周知できるよう工夫をいたします。②引率教員の選定方法につきましては、児童・生徒と同様に公募とし、広く希望者を募る予定でございます。

最後に、3の今後のスケジュールでございます。先日、十二月二十日に区のホームページ並びにすぐる及び学校を通じて公募についての周知を行いました。来年二月に作文による第一次選考、三月に面接による第二次選考を行い、四月に派遣者の決定、通知を行う予定でございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)学校運営委員会委員報酬（令和六年四月分）の支払い誤りについて、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、学校運営委員会委員報酬（令和六年四月分）の支払い誤りについて御報告いたします。

1、事故の概要です。学校運営委員会委員の方への令和六年四月分、一人当たり月千円の報酬につきまして、支払いの事務に誤りがあり、委員二百九十九人に対し、三百件の支払いミスがあったことが分かり、対象の委員に対して十二月六日にお知らせを行い、対応を行っております。

経緯といたしまして、十一月七日に四月分の入金を確認できない旨、委員か

らお問合せがあり、状況を調べたところ、四月分の支払いに誤りがございました。原因として、令和六年四月分の支払い根拠となるデータ作成過程において、令和六年三月分のデータに四月分のデータを上書きするところ、上書き処理をせず、三月分の情報が残っていたため、その情報を基に誤った支払い及び通知処理を行ったことが判明しました。

事故の影響及び対応ですが、記載の表のとおり、未払いが百四十六件、十四万一千六百二十円、過払いが百五十件、十四万五千五百件、誤った通知による誤返還が四件、三千八百八十円生じていたため、誤りについておわびの通知をお送りし、支払いについては十二月十六日に指定口座に既に振り込みを行っており、過払いについては納付書を通知に同封し、金融機関窓口からの返還をお願いしております。

4、事故発生の原因としましては、マニュアルの整備がなく、誤りをエラーとして感知する機能がなかったため、気づくことができず、確認のためのダブルチェックが適切に実施されておりました。

5、再発防止策としましては、まず、課内において、金銭会計処理におけるミスの影響を十分認識し、確実な事務処理を行うよう改めて徹底いたしました。今後、マニュアルを作成し、処理手順のチェックとともに、重点的に確認するチェック項目のリストに基づき複数体制での確認を徹底いたします。また、記載内容が同一であるべき項目間で異なる表記がされている場合、エラーが表示される等、データ内でのチェック機能を設定いたしました。さらに、数か月分まとめでの支払い方法を検討するとともに、事業プロセスの自動化等、より効果的な改善手法について検討し、再発防止に取り組んでまいります。大変申し訳ございませんでした。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和七年一月の各課行事予定につきまして御報告させていただきます。

まず、教育委員会定例会の予定でございますが、一月十四日に令和七年の第一回定例会、また、一月二十八日には第二回定例会が予定されてございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からの御報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、(5)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は、配付資料が一件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、令和七年一月十四日火曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第二十二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いた

します。

午前十時十六分閉会